

日立市 適正な猫の 飼い方・育て方



日立市 生活環境部 環境衛生課



1.目的（基本的な考え方）

“日立市適正な猫の飼い方・育て方”の目的は、猫の飼育および管理の正しい方法を普及し、人と猫とが共存でき、誰もが快適に暮らせる街づくりを進めることです。猫の習性を知り、正しい飼い方をすることで、猫が及ぼす弊害や飼い主のいない猫を減らして猫に関する様々な問題を解消し、暮らしやすい地域社会をつくる事を目的としています。



2.飼い猫とは？

飼い猫・・・特定の人（飼い主）から餌をもらい、特定の場所で生活している猫。

家や近所に住み着いている猫に餌を与える人は「飼い主」とみなされます。

野良猫・・・特定の飼い主がおらず、特定の居場所を持たない猫。





3. 飼い主の心構え（正しい飼い方）

（1）飼い主になる前に

一度飼い始めたら途中で放棄する事が出来ないのは当然のことといえます。これから猫を飼おうと考えている場合には、実際に飼う前に本当に飼い主としての責任を負えるのかどうかについて考えてみましょう。

たとえば・・・

- 猫を飼う事ができる環境（住居）ですか？
- 猫を飼うには餌代や医療費などそれなりにお金がかかります。
- 周辺地域に迷惑をかけない飼い方ができますか？
- 猫が寿命を全うするまで飼い続ける事が可能ですか？
- 飼育管理できるだけの頭数を超えていませんか？



（2）室内飼育

猫は室内のみでも十分に快適に暮らす事ができます。これまで室内外を自由に出入りしていた猫でも室内飼いに切り替えることは可能です。交通事故や失踪、感染症から飼い猫を守るために、また近隣に住む猫が苦手な方への配慮としても室内飼育をしましょう。

(3) 繁殖制限

猫の1回の出産頭数は平均して6頭であり、多ければ年に3回の出産が可能です。メス猫は生後7カ月頃から妊娠が可能になります。たった1頭ずつのオスとメスから、2年後には単純計算で80頭以上になるという報告もあります。予期せぬ繁殖を防ぐためにも、飼い猫には去勢及び不妊手術を行いましょう。



4.その他

○野良猫への餌やりについて

無秩序な野良猫への餌やり行為は、かわいそうな猫を増やすだけでなく、環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫に餌を与える行為は本当に猫にとって幸せなことでしょうか。

不幸な命を生み出さないようにすることが大切です。

問い合わせ先	日立市生活環境部環境衛生課
住 所	〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電 話	0294-22-3111 内線542・543
E-mail	eisei2@city.hitachi.lg.jp

